

# ノルディック・フィットネスさが 規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、ノルディック・フィットネスさがと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を代表宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、佐賀県内にノルディックウォーキングの普及振興を行うことによって、健康増進と会員相互の親睦を図り、合わせて地域づくり、仲間づくりに貢献することを目的とする。

(活動・事業内容)

第4条 本会は、第3条に定める目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) ノルディックウォーキングに関する普及啓発活動事業
- (2) ノルディックウォーキングに関する情報交換を行う事業
- (3) ノルディックウォーキングのイベント等で交流の場を開催する事業
- (4) ノルディックウォーキングのスキルアップの場を開催する事業
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

(1) ノルディックウォーキングを通して、本会の目的を達成したい個人

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

(1) 会員として入会しようとする者は、本会が別に定める様式により申し込むものとする。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員は、次の各号の一つに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出した時

(2) 本人が死亡又は本会が解散した時

(3) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員は任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至った時は、役員会の議決により、これを除名することができる。

(1) 法令又はこの規約の違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき

## 第4章 組織と職務

(組織)

第10条 本会は、次の役員を置く

(1) 代表1人、副代表1人、常任役員1人、役員若干名

2 本会は、必要に応じ、顧問を置くことができる。

(選任方法)

第11条 代表、副代表は、役員の間で互選とする。

(職務)

第12条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第13条 役員の間で任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第5章

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画)

第16条 本会の事業計画は代表が作成し、役員会の承認をえる。

## 第6章 規約の変更及び解散

### (規約の変更)

第17条 この規約は、役員会に出席した役員の2分の1以上の多数による議決によって変更することができる。

### (解散)

第18条 本会は、役員会の議決により解散する。

### (細則)

第19条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

### 附則

1. この規則は、本会の設立の日から施行する。(2019年5月1日設立)
2. 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表	松尾 直幸	(常任)
副代表	小川 鮎子	(常任)
役員	松尾 博義	(常任)
顧問	戸袋 勝行	(JNF A監事)

3. 本会の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず成立の日から2021年4月30日までとする。